

令和7年6月



静駐在所だより

栃木警察署
25-0110
静駐在所
55-2176

覚醒剤・大麻等 薬物乱用の防止

○薬物ってどんなもの？

覚醒剤、大麻等の違法薬物は、精神に影響を及ぼし、習慣性があるため、使用等が法律により禁止または規制されています。

これらの薬物を乱用すると、身体をむしばむばかりでなく、薬理作用から、幻覚、妄想等の精神障害に陥り、殺人、放火等の重大事件、交通事故を引き起こす場合もあるなど、社会の安全を脅かすものです。

○大麻の規制法律改正について

令和6年12月12日より、大麻の規制に関する改正法が施行され、大麻の施用も規制されることになりました。

大麻は持っけていても、使っけても犯罪です。



6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

不法滞在・不法就労防止

にご協力ください！

不法就労とは

- 不法滞任者（不法入国者、不法残留者）が働いてお金を稼ぐこと
- 働くことが認められていない在留資格の外国人が、許可なく働いてお金を稼ぐこと

外国人を雇用するときは、
パスポート、在留カード
等で「在留資格」の確認を！

